## 独立監査人の中間監査報告書

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月20日

独立行政法人 国際協力機構 方 貞 子 殿 緒 理 事 長

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士清了人至何

指定有限責任社員 業務執行社員

公路会計士 金令 木 裕二

指定有限責任社員 業務執行社員

ARROSHT 児玉卓力

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成21年4月1日から平成21年9月30日 までの第7期事業年度半期の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益 計算書及び勘定別附属明細書について中間監査を行った。この有償資金協力勘定に係る財産 目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書及び勘定別附属明細書(以下「有償資金協力勘定 に係る勘定別財務諸表等」という。) の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人 の責任は、独立の立場から、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明 することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に 公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。これらの監査の基準は、 当監査法人に有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等には全体として中間財務諸表の有用 な情報の表示に関して利害関係者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの 合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要 に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として意見 表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、当監査法人が実施した中間監査は、 有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政 法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

当監査法人は上記の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書 及び勘定別附属明細書が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認めら れる中間財務諸表の作成基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の 財政状態及び運営状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。